

再発防止処分請求②

「Aleph」について、団体報告の一部不報告に基づき、再発防止処分を請求

被請求団体の名称

平成12年1月28日、公安審査委員会によって、3年間、観察処分決定を受け、平成15年1月23日以降令和3年1月6日までの間に、3年ごとに、順次観察処分の期間更新決定を受けた「麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」（本団体）と同一性を有する、「Aleph」の名称を用いる団体

請求に係る処分の内容・根拠となる法令の条項

- 再発防止処分
- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第8条第1項、同条第2項第2号、第5号

再発防止処分の要件該当性

1 「Aleph」が観察処分の期間更新決定を受けている団体であること（要件該当性①）

「Aleph」は、令和3年1月6日に7回目の期間更新決定を受けた本団体と同一性を有することから、観察処分の期間更新決定を受けている団体に該当

2 「Aleph」が法に規定された要報告事項の一部の不報告に及んでいること（要件該当性②）

「Aleph」は、法に規定された要報告事項（人的要素、物的要素、資金的要素、主要な活動に関する事項、公安審査委員会が特に必要と認める事項）のうち、少なくとも以下の事項(※)について不報告（公安調査庁からの指導にも応じず）

※ 本件再発防止処分の請求原因事実である一部不報告事項
◇ 構成員の氏名・住所の一部（人的要素） ◇ 土地・建物の一部（物的要素）
◇ 「Aleph」の預貯金その他「Aleph」の営む収益事業の資産（資金的要素）
◇ 出家した構成員の位階・「Aleph」の営む収益事業の種類及び概要等の一部（公安審査委員会が特に必要と認める事項）

3 「Aleph」の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難であると認められること（要件該当性③）

- ・ 本件一部不報告自体が、危険性の程度の把握を困難にするもの
 - ・ 任意調査や立入検査によっても、公安調査官の質問に回答しないなど、「Aleph」が組織ぐるみで対抗措置を徹底して講じていることなどから、要報告事項に関する情報の入手が困難
 - ・ 収益事業名義で情報提供があってもなお危険性の程度の把握が困難
- 「Aleph」の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度の把握が困難

再発防止処分に関する意見

<処分の内容>

1 「Aleph」が所有し又は管理する特定の土地又は建物（専ら居住の用に供しているものを除く。）の全部又は一部の使用を禁止すること（団体規制法第8条第2項第2号）

本件一部不報告により、資金的要素を始めとする各危険な要素の把握が困難であるため、「Aleph」が実質的に経営する収益事業の事業所たる作業場所及び道場を含む施設並びに報告されていない「Aleph」管理下の施設の使用を一時的に停止させる必要がある

→ 4 施設の全部及び9施設の各一部を対象

2 「Aleph」が金品その他の財産上の利益の贈与を受けることを禁止すること（団体規制法第8条第2項第5号）

本件一部不報告、特に、「Aleph」の預貯金及び「Aleph」が実質的に経営する収益事業の資産の不報告により、資金的要素の把握が困難であるため、その拡大となる贈与を受けることを一時的に停止させる必要がある

<処分の期間>

6か月間

<関連条文>

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）(抄)

（再発防止処分）

第8条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、第5条第1項各号のいずれかに該当する場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体に対し、6月を超えない期間を定めて、次項各号に掲げる処分の全部又は一部を行うことができる。同条第1項又は第4項の処分を受けている団体について、同条第2項若しくは第3項の規定による報告がされず、若しくは虚偽の報告がされた場合、又は前条第2項の規定による立入検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避された場合であって、当該団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難であると認められるときも、同様とする。

一～八 （略）

2 前項の規定により行うことができる処分は、次に掲げるものとする。

一 いかなる名義をもってするかを問わず、土地又は建物を新たに取得し又は借り受けることを、地域を特定して、又は特定しないで禁止すること。

二 当該団体が所有し又は管理する特定の土地又は建物（専ら居住の用に供しているものを除く。）の全部又は一部の使用を禁止すること。

三 当該無差別大量殺人行為に関与した者又は当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員であった者（以下「当該無差別大量殺人行為の関与者等」という。）に、当該団体の活動の用に供されている土地又は建物において、当該団体の活動の全部又は一部に参加させ又は従事させることを禁止すること。

四 当該団体に加入することを強要し、若しくは勧誘し、又は当該団体からの脱退を妨害することを禁止すること。

五 金品その他の財産上の利益の贈与を受けることを禁止し、又は制限すること。